



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1180	大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要	(商工振興課)..... 1
1181	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課)..... 2
1182	〃	(〃)..... 2
1183	〃	(〃)..... 2
1184	〃	(〃)..... 3
1185	保安林の指定施業要件の変更	(〃)..... 3
1186	〃	(〃)..... 3
1187	〃	(〃)..... 4
1188	〃	(〃)..... 4
1189	公共測量の実施	(技術調査課)..... 5
1190	地籍調査の成果の認証	(用地対策課)..... 5
1191	〃	(〃)..... 5
1192	〃	(〃)..... 5
1193	〃	(〃)..... 6
1194	〃	(〃)..... 6
1195	〃	(〃)..... 7
1196	〃	(〃)..... 7
1197	〃	(〃)..... 7
1198	〃	(〃)..... 8
1199	〃	(〃)..... 8
1200	〃	(〃)..... 8
1201	道路の区域変更	(道路保全課)..... 9
1202	道路の供用開始	(〃)..... 9

告 示

和歌山県告示第1180号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) スーパーエバグリーン橋本店
和歌山県橋本市東家六丁目330番3外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和5年和歌山県告示第648号
- 3 意見の概要

- (1) 騒音・振動・粉塵・水質汚濁等について、周辺地域へ影響を及ぼさないように留意されたい。
- (2) 特定建設作業を実施する場合又は特定施設を設置する場合は、届出書を提出されたい。
- (3) 店舗出入口に面する市道は、国道交差点との距離が短いため、予期せぬ交通渋滞が多発した場合は、対策を講じられたい。
- (4) 工事車両の通行については、歩行者・自転車等に注意されたい。また、児童生徒等の登下校時間帯においては、特に注意し、必要な場合は交通安全対策を講じられたい。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）

橋本市経済推進部産業振興課（橋本市東家一丁目1番1号）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和5年10月17日から同年11月17日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1181号

令和5年和歌山県告示第1009号（以下「告示第1009号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

松田三郎

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1009号のとおり

和歌山県告示第1182号

令和5年和歌山県告示第1036号（以下「告示第1036号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

道上禮朗

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1036号のとおり

和歌山県告示第1183号

令和5年和歌山県告示第1037号（以下「告示第1037号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
石井雄之助
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1037号のとおり

和歌山県告示第1184号

令和5年和歌山県告示第1038号（以下「告示第1038号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
碓真由実
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1038号のとおり

和歌山県告示第1185号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1186号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1187号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡印南町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1188号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西牟婁郡白浜町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1189号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき紀美野町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図データ作成)
- 2 作業期間 令和5年10月13日から令和6年3月29日まで
- 3 作業地域 和歌山県海草郡紀美野町内一円

和歌山県告示第1190号

和歌山県和歌山市加太の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市加太の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市加太の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年10月5日

和歌山県告示第1191号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和5年2月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年10月5日

和歌山県告示第1192号

和歌山県伊都郡高野町大字上筒香の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第

180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字上筒香の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字上筒香の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年10月5日

和歌山県告示第1193号

和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字東富貴の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年10月5日

和歌山県告示第1194号

和歌山県伊都郡高野町大字相ノ浦の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字相ノ浦の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字相ノ浦の一部地区
- 5 認証年月日

令和5年10月5日

和歌山県告示第1195号

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年2月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年10月5日

和歌山県告示第1196号

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年2月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年10月5日

和歌山県告示第1197号

和歌山県日高郡みなべ町東岩代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月6日まで
- 3 成果の名称

和歌山県日高郡みなべ町東岩代の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡みなべ町東岩代の一部地区

5 認証年月日

令和5年10月5日

和歌山県告示第1198号

和歌山県西牟婁郡白浜町塩野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

令和3年4月1日から令和5年1月27日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町塩野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町塩野の一部地区

5 認証年月日

令和5年10月5日

和歌山県告示第1199号

和歌山県西牟婁郡白浜町才野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

令和3年4月1日から令和5年3月1日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町才野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町才野の一部地区

5 認証年月日

令和5年10月5日

和歌山県告示第1200号

和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

令和3年4月1日から令和5年3月9日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸の一部地区

5 認証年月日

令和5年10月5日

和歌山県告示第1201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 長野上秋津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市長野字橋谷63番2地先から同市長野字橋谷2819番1地先まで	旧	4.65 } 11.60	73.00	
同上	新	8.95 } 12.70	73.80	

和歌山県告示第1202号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年10月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 長野上秋津線

供用開始の区間 田辺市長野字橋谷63番2地先から同市長野字橋谷2819番1地先まで

供用開始の期日 令和5年10月17日